

※アンダーラインを引いている部分が今回改訂される箇所になります。

改訂書面:「パートナーズ FX 取引ガイド」

改訂日 :平成 30 年 2 月 17 日改訂

旧	新
<p>4.カバー取引の相手方について</p> <p>当社はパートナーズFX取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、ユービーエス・エイ・ジー銀行（スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務）、ゴールドマン・サックス証券株式会社（日本の金融庁監督下での証券業務）、パークレイズ銀行（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、ドイツ銀行（ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務）、コメルツ銀行（ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務）、バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ（米国の金融監督当局の監督下での銀行業務）、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、シティバンク、エヌ・エイ（米国の金融監督当局およびイギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、JP モルガン・チェース銀行（米国の金融監督当局の監督下での銀行業務）、大和証券株式会社（日本の金融庁監督下の金融商品取引業者）、<del>ムニシッド・マーケット（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での金融商品取引業務）</del>、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での金融商品取引業務）、株式会社みずほ銀行（日本の金融庁監督下の銀行業務）、ビー・エヌ・ピー パリバ（フランス金融市場庁監督下での銀行業務）、クレディ・スイス・エイ・ジー（スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務）、スタンダードチャータード銀行（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、株式会社三菱東京 UFJ 銀行（日本の金融庁監督下の銀行業務）、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド銀行（オーストラリア健全性規制庁監督下での銀行業務）<b>（追加）</b>のいずれかとの間でカバー取引を行っております。</p>	<p>4.カバー取引の相手方について</p> <p>当社はパートナーズFX取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、ユービーエス・エイ・ジー銀行（スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務）、ゴールドマン・サックス証券株式会社（日本の金融庁監督下での証券業務）、パークレイズ銀行（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、ドイツ銀行（ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務）、コメルツ銀行（ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務）、バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ（米国の金融監督当局の監督下での銀行業務）、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、シティバンク、エヌ・エイ（米国の金融監督当局およびイギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、JP モルガン・チェース銀行（米国の金融監督当局の監督下での銀行業務）、大和証券株式会社（日本の金融庁監督下の金融商品取引業者）、<b>（削除）</b>モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での金融商品取引業務）、株式会社みずほ銀行（日本の金融庁監督下の銀行業務）、ビー・エヌ・ピー パリバ（フランス金融市場庁監督下での銀行業務）、クレディ・スイス・エイ・ジー（スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務）、スタンダードチャータード銀行（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、株式会社三菱東京 UFJ 銀行（日本の金融庁監督下の銀行業務）、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド銀行（オーストラリア健全性規制庁監督下での銀行業務）<u>ステート・ストリート銀行（ボストン連邦準備銀行監督下での銀行業務）、360T（ドイツ連邦金融監督所監督下での金融商品取引業者）</u>、のいずれかとの間でカバー取引を行っております。</p>

<p>II 契約の概要</p> <p>1. 手数料</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 通貨の受渡注文を行う場合の手数料</p> <p>パートナーズFXでは、通常差金決済（反対売買）により取引を終了することになりますが、お客様のご希望により、通貨の受渡し注文も取引画面上から行うことができます。(受渡しの出来ない通貨もあります。<b>(追加)</b>) 受渡しを行う場合、受渡し手数料が発生します。受渡しに掛かる手数料は、1万通貨単位あたり1,000円（1通貨単位あたり0.10円）となり、お客様の預託金から差し引かれます。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>4. 売買注文の受付・執行</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 注文の手続</p> <p>お客様がパートナーズFXにおいて注文される際は、次の事項を入力又は指示していただくこととなります。</p> <p>入力事項又は指示事項</p> <p>○注文形態（詳細については以下の（ア）をご参照下さい。）</p> <p>○「売り」または「買い」</p> <p>○「新規（新しくポジションを持つ場合）」または「決済（保有ポジションを仕切る場合）」</p> <p>○取引対象通貨ペア（詳細については以下の（イ）をご参照下さい。）</p> <p>○取引数量（詳細については以下の（ウ）をご参照下さい。）</p> <p>○注文の有効期限（指値等の場合のみ）（詳細については以下の（エ）をご参照下さい。）</p> <p>○注文価格（指値等の場合のみ）</p> <p>○スリッページ許容範囲（モバイル専用アプリケーションを利用した場合のみ設定可能）</p> <p>○トレール幅およびトレール開始価格（トレール注文の場合のみ）</p> <p>○時限日時（時限成行注文の場合のみ）</p> <p>(ア) ~ (イ) (省略)</p>	<p>II 契約の概要</p> <p>1. 手数料</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 通貨の受渡注文を行う場合の手数料</p> <p>パートナーズFXでは、通常差金決済（反対売買）により取引を終了することになりますが、お客様のご希望により、通貨の受渡し注文も取引画面上から行うことができます。(受渡しの出来ない通貨もあります。<b><u>詳細はマネーパートナーズのホームページをご覧ください。</u></b>) 受渡しを行う場合、受渡し手数料が発生します。受渡しに掛かる手数料は、1万通貨単位あたり1,000円（1通貨単位あたり0.10円）となり、お客様の預託金から差し引かれます。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>4. 売買注文の受付・執行</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 注文の手続</p> <p>お客様がパートナーズFXにおいて注文される際は、次の事項を入力又は指示していただくこととなります。</p> <p>入力事項又は指示事項</p> <p>○注文形態（詳細については以下の（ア）をご参照下さい。）</p> <p>○「売り」または「買い」</p> <p>○「新規（新しくポジションを持つ場合）」または「決済（保有ポジションを仕切る場合）」</p> <p>○取引対象通貨ペア（詳細については以下の（イ）をご参照下さい。）</p> <p>○取引数量（詳細については以下の（ウ）をご参照下さい。）</p> <p>○注文の有効期限（指値等の場合のみ）（詳細については以下の（エ）をご参照下さい。）</p> <p>○注文価格（指値等の場合のみ）</p> <p>○スリッページ許容範囲（モバイル専用アプリケーションを利用した場合のみ設定可能）</p> <p>○トレール幅およびトレール開始価格（トレール注文の場合のみ）</p> <p>○時限日時（時限成行注文の場合のみ）</p> <p>(ア) ~ (イ) (省略)</p>
--	--

(ウ) 取引数量

パートナーズ FX でお取引いただける最低単位は、各通貨 1 万単位です。  
また、1 回のお取引の上限は自動ロスカットの場合を除き当社が別途定めるものとします。

(追加)

(エ) (省略)

(オ) 建玉の保有制限

パートナーズ FX においてお客様が一度に保有することのできる建玉の総数および件数の上限は当社が別途定めるものとします。

(追加)

(以下省略)

9. 取引単位・証拠金・入出金

(1) (省略)

(2) 証拠金の預託先・入出金等について

パートナーズ FX 口座における預り金は、会員残高（未使用分）と受入証拠金とに分かれています。振込入金された資金の入金先は受入証拠金に設定されていますが、円の振込みにつきましては入金先を会員残高（未使用分）に設定変更することが可能です。会員残高（未使用分）としてお預かりしている金銭は、FX 取引の証拠金として計算されません。取引を行うには、新規の売付け取引又は買付け取引の注文を出す前に、必要な金額を受入証拠金として預託していただきます。証拠金の預託先は当社です。当社がお客様から預託を受ける証拠金は日本円及び当社の定める通貨の現金です。また、代用有価証券を預け入れる場合には、代用評価額が FX 取引の純資産に加算されます。有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等については、下記(3)のとおりです。

預託すべき証拠金の金額を超過して預託している場合、超過している金額の全部又は一部を会員専用サイト内にて会員残高（未使用分）に移動させ、会員残高（未使用分）を当社に返還請求することができます。会員残高（未使用分）は、原則としてその全額が出金

(ウ) 取引数量

パートナーズ FX でお取引いただける最低単位は、各通貨 1 万単位です。  
また、1 回のお取引の上限は自動ロスカットの場合を除き当社が別途定めるものとします。[詳細はマネーパートナーズのホームページの取引要綱をご覧ください。](#)

(エ) (省略)

(オ) 建玉の保有制限

パートナーズ FX においてお客様が一度に保有することのできる建玉の総数および件数の上限は当社が別途定めるものとします。[マネーパートナーズのホームページの取引要綱をご覧ください。](#)

(以下省略)

9. 取引単位・証拠金・入出金

(1) (省略)

(2) 証拠金の預託先・入出金等について

パートナーズ FX 口座における預り金は、会員残高（未使用分）と受入証拠金とに分かれています。振込入金された資金の入金先は受入証拠金に設定されていますが、円の振込みにつきましては入金先を会員残高（未使用分）に設定変更することが可能です。会員残高（未使用分）としてお預かりしている金銭は、FX 取引の証拠金として計算されません。取引を行うには、新規の売付け取引又は買付け取引の注文を出す前に、必要な金額を受入証拠金として預託していただきます。証拠金の預託先は当社です。当社がお客様から預託を受ける証拠金は日本円及び当社の定める通貨の現金です。また、代用有価証券を預け入れる場合には、代用評価額が FX 取引の純資産に加算されます。有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等については、下記(3)のとおりです。

預託すべき証拠金の金額を超過して預託している場合、超過している金額の全部又は一部を会員専用サイト内にて会員残高（未使用分）に移動させ、会員残高（未使用分）を当社に返還請求することができます。会員残高（未使用分）は、原則としてその全額が出金

可能額ですが、パートナーズ FX または当社内の他の口座においてマイナス残高の通貨を有する場合には出金を制限させていただきます。当社からの出金は、原則として円の場合は翌日（金融機関の営業日）、外貨の場合は3営業日後（国内外の金融機関の休日を除く）に登録されたお客様名義の金融機関の口座に振込まれます。なお、証拠金を有価証券にて代用している場合の当該有価証券の返還請求については、当社コールセンター（フリーダイヤル 0120-860-894）にご連絡ください。

#### ◎出金手数料

当社からの出金に係る銀行手数料等につきましては、原則当社が負担いたしますが、以下の場合にはお客様より出金手数料を会員残高（未使用分）より差し引かせていただきます。出金手数料を差し引いた円の残高がマイナスとなる出金は受付できませんのでご注意ください。

円の出金：1ヶ月間で6回目以降の出金について1回あたり432円。（1ヶ月5回までは無料）

外貨の出金：外貨預金口座への振込出金について1回あたり2,500円。ただし、1回あたり2万通貨以上の出金は無料。

（注）前月の最終銀行営業日13時以降、当月の最終銀行営業日13時前までを「1ヶ月間」とし、この間に出勤依頼した回数（出金を取消したものを除きます。）により手数料が決定します。

※円のみお預けいただいているお客様であっても、自動円転機能をご利用でない場合、ユーロ/米ドル・ポンド/米ドル・豪ドル/米ドル・ニュージーランドドル/米ドルのお取引をされた場合には、実現損益・スワップポイント共に米ドルで発生し、米ドルでの預り、ユーロ/豪ドル・ポンド/豪ドルのお取引をされた場合には、実現損益・スワップポイント共に豪ドルで発生し、豪ドルでの預り、ユーロ/ポンドのお取引をされた場合には、実現損益・スワップポイント共にポンドで発生し、ポンドでの預り、豪ドル/ニュージーランドドルのお取引をされた場合には、実現損益・スワップポイント共にニュージーランドドルで発生し、ニュージーランドドルでの預りとなります。通貨別残高にマイナス残高の通貨がある場合、コンバージョン等にてマイナス残高

可能額ですが、パートナーズ FX または当社内の他の口座においてマイナス残高の通貨を有する場合には出金を制限させていただきます。当社からの出金は、原則として円の場合は翌日（金融機関の営業日）、外貨の場合は3営業日後（国内外の金融機関の休日を除く）に登録されたお客様名義の金融機関の口座に振込まれます。なお、証拠金を有価証券にて代用している場合の当該有価証券の返還請求については、当社コールセンター（フリーダイヤル 0120-860-894）にご連絡ください。

#### ◎出金手数料

当社からの出金に係る銀行手数料等につきましては、原則当社が負担いたしますが、以下の場合にはお客様より出金手数料を会員残高（未使用分）より差し引かせていただきます。出金手数料を差し引いた円の残高がマイナスとなる出金は受付できませんのでご注意ください。

円の出金：1ヶ月間で6回目以降の出金について1回あたり432円。（1ヶ月5回までは無料）

外貨の出金：外貨預金口座への振込出金について1回あたり2,500円。ただし、1回あたり2万通貨以上の出金は無料。

（注）前月の最終銀行営業日13時以降、当月の最終銀行営業日13時前までを「1ヶ月間」とし、この間に出勤依頼した回数（出金を取消したものを除きます。）により手数料が決定します。

※円のみお預けいただいているお客様であっても、自動円転機能をご利用でない場合、ユーロ/米ドル・ポンド/米ドル・豪ドル/米ドル・ニュージーランドドル/米ドルのお取引をされた場合には、実現損益・スワップポイント共に米ドルで発生し、米ドルでの預り、ユーロ/豪ドル・ポンド/豪ドルのお取引をされた場合には、実現損益・スワップポイント共に豪ドルで発生し、豪ドルでの預り、ユーロ/ポンドのお取引をされた場合には、実現損益・スワップポイント共にポンドで発生し、ポンドでの預り、豪ドル/ニュージーランドドルのお取引をされた場合には、実現損益・スワップポイント共にニュージーランドドルで発生し、ニュージーランドドルでの預りとなります。通貨別残高にマイナス残高の通貨がある場合、コンバージョン等にてマイナス残高

の通貨をなくさない限り会員残高（未使用分）等への振替・移動および出金できませんのでご注意ください。

※お客様が銀行等から振込まれたご資金は、預り金を受け入れる当社の銀行口座において当社がその着金を確認した後に、パートナーズFX取引口座に反映されます。**(追加)** 銀行等における処理の遅延等、着金の確認には時間を要することがあり、その結果生じた証拠金不足、自動ロスカット等の処理につきましては、当社は責任を負いません。また、会員残高（未使用分）に預け入れたためFX取引の証拠金として計算されなかったことにより生じた証拠金不足、自動ロスカット等の処理につきましても、当社は責任を負いません。

(以下省略)

#### 11. 自動決済（自動ロスカット）

(1) パートナーズFXでは、時価評価（一定の間隔）によりお客様の口座の純資産評価を行います。純資産評価が行われた時点で証拠金維持率（純資産額に対する建玉必要証拠金合計額の比率）が40%（法人の場合は100%）以下になっていた場合、自動的にお客様の未決済建玉全てを成行注文にて処分致します。（自動決済の計算には取引手数料は含みません。）ただし、自動ロスカットの執行時にレートが配信されていない通貨ペアの建玉がある場合には、当該建玉以外の建玉全てを成行注文にて処分し、残玉につきましては、その時点での証拠金維持率の水準により次のとおり取扱います。証拠金維持率40%（法人の場合は100%）以下の場合： レート配信が再開し次第、残玉の全てを成行注文にて処分します。証拠金維持率40%（法人の場合は100%）超の場合： 残玉は処分せず、その後の純資産評価により判断します。

ロスカットはお客様の大切な資産を保全するための措置ですが、相場の状況等により執行される価格がロス

の通貨をなくさない限り会員残高（未使用分）等への振替・移動および出金できませんのでご注意ください。

※お客様が銀行等から振込まれたご資金は、預り金を受け入れる当社の銀行口座において当社がその着金を確認した後に、パートナーズFX取引口座に反映されます。当社のお客様口座への反映は平日午前9時から午後6時頃迄に限定されます。当日扱いの場合、通常1時間～1時間半程度お客様口座の反映までにお時間を頂いております。銀行等からの振込入金におけるパートナーズFX取引口座への原則反映時間については、マネーパートナーズのホームページにてご確認ください。銀行等における処理の遅延等、着金の確認には時間を要することがあり、その結果生じた証拠金不足、自動ロスカット等の処理につきましては、当社は責任を負いません。また、会員残高（未使用分）に預け入れたためFX取引の証拠金として計算されなかったことにより生じた証拠金不足、自動ロスカット等の処理につきましても、当社は責任を負いません。

(以下省略)

#### 11. 自動決済（自動ロスカット）

(1) パートナーズFXでは、時価評価（一定の間隔）によりお客様の口座の純資産評価を行います。純資産評価が行われた時点で証拠金維持率（純資産額に対する建玉必要証拠金合計額の比率）が40%（法人の場合は100%）以下になっていた場合、自動的にお客様の未決済建玉全てを成行注文にて処分致します。（自動決済の計算には取引手数料は含みません。）ただし、自動ロスカットの執行時にレートが配信されていない通貨ペアの建玉がある場合には、当該建玉以外の建玉全てを成行注文にて処分し、残玉につきましては、その時点での証拠金維持率の水準により次のとおり取扱います。証拠金維持率40%（法人の場合は100%）以下の場合： レート配信が再開し次第、残玉の全てを成行注文にて処分します。証拠金維持率40%（法人の場合は100%）超の場合： 残玉は処分せず、その後の純資産評価により判断します。

ロスカットはお客様の大切な資産を保全するための措置ですが、相場の状況等により執行される価格がロス

カット水準から大きくかい離することがあり、お客様が当社に預託された金額を上回る損失が生じる可能性もあります。特に週明けの相場は前週末の終値から大きくかい離する場合がございますので、週をまたいでポジションを保有される場合にはご注意ください。更に、相場変動等によりカウンターパーティからのレート配信が停止することで当社からお客様へのレート提示が停止した場合、レート提示再開時に停止時のレートから大きくかい離したレートとなり自動決済（自動ロスカット）が執行されて損失を生ずる可能性があります。場合によっては、当該損失の額が預託された証拠金の額を上回る恐れがあります。**(追加)** また、相対取引の性格上、テレビやインターネットなどの情報端末でご覧になる価格と当社の価格とは異なる場合がありますことをご了承ください。万一の相場変動からお客様の保有しているポジションを維持するために、お客様には必要証拠金以上の厚めの預託をお勧めしています。

(2) (省略)

### 13. 書面の電磁交付に関して

電磁交付とは当社からお客様へ交付することが法令により義務づけられている各種書面を、書面に代えて電磁的な方法により交付することです。

◎当社から交付する書面のうち、電磁交付によることが可能な書面および電磁交付の時期

・『売買報告書及び取引残高報告書兼証拠金受領通知書』

入出金等による預り金の増減があった営業日または売買が行われた営業日について、その都度、翌営業日終了時までには交付。

・『取引残高報告書』

1月1日から6月30日までの間または7月1日から12月31日までの間において、入出金等による預り金の増減がなく売買も行なわれて

カット水準から大きくかい離することがあり、お客様が当社に預託された金額を上回る損失が生じる可能性もあります。特に週明けの相場は前週末の終値から大きくかい離する場合がございますので、週をまたいでポジションを保有される場合にはご注意ください。更に、相場変動等によりカウンターパーティからのレート配信が停止することで当社からお客様へのレート提示が停止した場合、レート提示再開時に停止時のレートから大きくかい離したレートとなり自動決済（自動ロスカット）が執行されて損失を生ずる可能性があります。場合によっては、当該損失の額が預託された証拠金の額を上回る恐れがあります。パートナーズFXでは、純資産評価額が建玉必要証拠金の100%及び70%を下回ると、それぞれプレアラーム通知・アラーム通知と称して、ご登録いただいているメールアドレスに通知メールを送信させていただいております。なお、プレアラーム通知・アラーム通知はそれぞれ1日1回のみ送信となります。 また、相対取引の性格上、テレビやインターネットなどの情報端末でご覧になる価格と当社の価格とは異なる場合がありますことをご了承ください。万一の相場変動からお客様の保有しているポジションを維持するために、お客様には必要証拠金以上の厚めの預託をお勧めしています。

(2) (省略)

### 13. 書面の電磁交付に関して

電磁交付とは当社からお客様へ交付することが法令により義務づけられている各種書面を、書面に代えて電磁的な方法により交付することです。

◎当社から交付する書面のうち、電磁交付によることが可能な書面および電磁交付の時期

・『売買報告書及び取引残高報告書兼証拠金受領通知書』

入出金等による預り金の増減があった営業日または売買が行われた営業日について、その都度、翌営業日終了時までには交付。

・『取引残高報告書』

1月1日から6月30日までの間または7月1日から12月31日までの間において、入出金等による預り金の増減がなく売買も行なわれて

<p>いない場合であって、預り金等または建玉の残高があるときに、それぞれ7月第1土曜日の翌営業日開始時または1月第1土曜日の翌営業日開始時までには交付。  ※上記電磁交付の時期に交付できない場合には、電子メール等にて交付の時期を通知します。</p> <p>(追加)</p> <p>◎電磁交付の方法の種類  取引システムへログインした後のページ（個別の認証が必要とされる特定のページ）にお客様専用のPDFファイルを設け、当該ファイルに書面の記載事項を記録し閲覧に供する方法。</p> <p>◎交付媒体の変更  法律等の変更など何らかの理由が生じ、あるいは当社が必要と判断した時には、当社は電磁交付ではなく既に電磁交付された書面も含めて紙媒体により交付を行う場合があります。</p> <p>(追加)</p>	<p>いない場合であって、預り金等または建玉の残高があるときに、それぞれ7月第1土曜日の翌営業日開始時または1月第1土曜日の翌営業日開始時までには交付。  ※上記電磁交付の時期に交付できない場合には、電子メール等にて交付の時期を通知します。</p> <p>・『<a href="#">パートナーズFX取引ガイド</a>』 ・『<a href="#">パートナーズFX契約約款</a>』  <a href="#">改訂日の前日の営業日終了後、最初のログイン時に交付。</a></p> <p>◎電磁交付の方法の種類  取引システムへログインした後のページ（個別の認証が必要とされる特定のページ）にお客様専用のPDFファイルを設け、当該ファイルに書面の記載事項を記録し閲覧に供する方法。</p> <p>◎交付媒体の変更  法律等の変更など何らかの理由が生じ、あるいは当社が必要と判断した時には、当社は電磁交付ではなく既に電磁交付された書面も含めて紙媒体により交付を行う場合があります。</p> <p><a href="#">14. システムの仕様等の変更</a>  <a href="#">当社はセキュリティー等の都合によりやむを得ない場合に、システムの仕様等を変更する場合がございます。</a></p>
<p>パートナーズFX取引ガイド改訂記録  (追加)</p>	<p>パートナーズFX取引ガイド改訂記録  <a href="#">平成30年2月17日改訂</a></p>

以上